

令和2年 第3回定例会

岩見沢市教育委員会会議録

令和2年3月27日 開会

令和2年3月27日 閉会

岩見沢市教育委員会

令和2年 第3回定例会

岩見沢市教育委員会会議録

(令和2年3月27日)

○本委員会に付議した議件

- 1 報告第6号 教育長の一般経過報告について
- 2 議案第14号 岩見沢市立学校管理規則の一部改正について
- 3 議案第15号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の設定について
議案第16号 岩見沢市立教育研究所設置条例施行規則の一部改正について
議案第17号 岩見沢市立高等学校職員の人事評価に関する要綱の一部改正について
- 4 議案第18号 第2期岩見沢市社会教育中期計画の策定について
- 5 議案第19号 岩見沢市教育委員の委嘱について
- 6 議案第20号 岩見沢市スポーツ推進委員の委嘱について
- 7 議案第21号 岩見沢市立幼稚園就園奨励費交付金に関する規則の廃止について

そ の 他

○本委員会に出席した者

教 育 長	三 角 光 二
委 員	武 藏 輝 彦
委 員	秋 山 信 也
委 員	杉 野 幹 夫
委 員	菊 池 亜 希
教 育 部 長	井 筒 亨
社会教育・子育て支援担当次長	所 美 穂 子
学 校 教 育 課 長	戸 沼 貴 志
指 導 室 長	鳶 野 郁 夫
学 校 給 食 課 長	田 公 寿 幸
生涯学習・文化・スポーツ振興課長	白 石 丈 人
教 育 施 設 課 長	是 廣 敏 明

図 書 館 長	杉	原	理	美
緑陵高等学校事務長	杉	田		操
事務局学校教育課総務係長	石	川	貴	規
事務局学校教育課総務係	岩	端	浩	太

午前10時00分 開会

○三角教育長 それでは、ただ今から令和2年第3回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の署名委員につきましては、菊池委員さんをお願いいたします。

初めに、日程番号1、報告第6号 教育長の一般経過報告について 私から説明いたします。

2月12日からの経過報告になります。新型コロナウイルス感染症関係のため、主な行事はほとんど中止になり、イベント等についての出席はほとんどありません。

2月21日、臨時校長会議。市内で新型コロナウイルス感染症が発生したことに伴う学校での感染が発生した場合の対応等について、臨時校長会議を開催しました。同日の総務常任委員会、ここでは適正配置計画の説明を行っています。

26日、臨時校長会議。このときは、臨時休校対応についての校長会議を実施しております。

28日、臨時教育委員会。そして、臨時校長会議ということで、北海道の対応をめぐっての臨時休校の延長についての対応について、指示しております。

3月5日、臨時教育委員会。

10日、臨時校長会議。このときには、分散登校等の指示をしております。

13日、総務常任委員会につきましては、当市におけるGIGAスクール構想の説明をしているところです。

以上、2月10日から3月15日にかけての一般経過報告とさせていただきますが、委員の皆様から何かご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(「ありません」という声あり)

○三角教育長 なければ、本報告については終了いたします。

続きまして、議案に対する提案理由について、説明を求めます。

○井筒教育部長 議案第14号 岩見沢市立学校管理規則の一部改正について。北海道の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例」の施行に伴い、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

議案第15号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の設定について。

議案第16号 岩見沢市立教育研究所設置条例施行規則の一部改正について。

議案第17号 岩見沢市立高等学校職員の人事評価に関する要綱の一部改正について。

議案第15号、16号、17号につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

議案第18号 第2期岩見沢市社会教育中期計画の策定について。教育委員会が策定する第2期岩見沢市社会教育中期計画について、ご審議を願うものであります。

議案第19号 岩見沢市社会教育委員の委嘱について。令和2年3月31日をもって2年間の任期が満了となることから、次期委員の委嘱について、ご審議を願うものであります。

す。

議案第20号 岩見沢市スポーツ推進委員の委嘱について。令和2年3月31日をもって2年間の任期が満了となることから、次期委員の委嘱について、ご審議を願うものであります。

議案第21号 岩見沢私立幼稚園就園奨励費交付金に関する規則の廃止について。子ども・子育て支援法の改正により実施された幼児教育・保育の無償化に伴い、岩見沢私立幼稚園就園奨励費交付金に関する規則を廃止しようとするものであります。

以上です。

○三角教育長 それでは、日程番号2、議案第14号 岩見沢市立学校管理規則の一部改正についてを審議いたします。

説明をお願いいたします。

○戸沼学校教育課長 議案第14号 岩見沢市立学校管理規則の一部改正について、ご説明いたします。

この改正は、学校における働き方改革に関連いたしまして、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正を受けまして、北海道においても関係条例の改正が行われ、本市でも所要の規定の整備を行うものでございます。

規則改正のポイントとなりますのは、所定の勤務時間を超える時間数の上限につきまして、通常時と児童・生徒等に関わって予見することができないような対応が必要となる特別な場合に分けまして、所定の勤務時間を超える時間数の上限を設定することになりますが、具体的には新旧対照表をご覧ください。

まず、学校管理規則第10条の次に第10条の2を設けまして、通常時の上限時間を1か月45時間、1年では360時間に規定するとともに、特別な場合においては、1か月100時間未満、1年では720時間などを規定するものでございます。

なお、改正に当たりましては、道教委より改正条文の参考案が示されており、本市ではその参考案をもとに条文の整理を行っております。

また、規則の施行日については、令和2年4月1日となっております。

以上でございます。

○三角教育長 ただ今、議案第14号について説明がございました。委員の皆様からご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○武蔵委員 中身は問題ないと思うのですが、勤務時間の把握と管理は適切に行っているのか、または行えるのか。

○戸沼学校教育課長 武蔵委員のご質問についてですが、今現在は各学校の管理職が目視等を含めて勤務時間を確認、管理しているということでございます。今後、客観的に、より効率的に確認する手段として、令和2年度予算で盛り込みました校務支援システム、この中に出退勤の管理をするシステムを組み込みまして、具体的に稼働できるのは9月以降になるかと思っておりますが、そのシステムによって、よりの確に管理していきたいと考

えております。

○武蔵委員 はい、わかりました。

○三角教育長 他にありますか。

それでは、この件についてご異議がなければ、このようなことで決定させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 それでは、議案第14号につきましては、原案のとおり決定いたします。

続きまして、日程番号3、議案第15号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の設定について、議案第16号 岩見沢市立教育研究所設置条例施行規則の一部改正について、議案第17号 岩見沢市立高等学校職員の人事評価に関する要綱の一部改正についてを一括して審議いたします。説明をお願いいたします。

○戸沼学校教育課長 議案第15号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の設定について、ご説明いたします。

この改正につきましては、地方行政の重要な担い手となっております、臨時または非常勤の職員の適正な任用や勤務状況の確保を目的として、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、新たに会計年度任用職員制度が創設されて、本年4月1日から施行となりますが、本市においても4月から会計年度任用職員制度を導入することになりますので、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表をご覧いただきたいのですが、まず、岩見沢市教育委員会事案決裁規則においては、別表の第2にあります個別決裁事案の(7)に「会計年度任用職員を任用し、配置すること」を追加いたしまして、(6)の臨時的任用職員を含めて、決裁権者を教育長に変更いたします。

次に、岩見沢市立小中学校に勤務する県費負担教職員の退職管理に関する規則についてですが、第12条において、地方公務員法の改正に伴う適用条項の変更とともに、会計年度任用職員に関する項目を追加するものでございます。

また、岩見沢市立学校の学校運営協議会に関する規則におきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の改正に伴いまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律もあわせて改正となっておりますので、適用条項で変更になった部分を整理するものでございます。

なお、規則の施行につきましては、令和2年4月1日でございます。

○畠野指導室長 議案第16号 岩見沢市立教育研究所設置条例施行規則の一部改正についてご説明をさせていただきます。

新旧対照表をご覧いただきたいのですが、当該の規則は、教育研究所設置条例の細部の規定でなされている教育委員会規則となりますが、第3条には、市内小中学校教員に学校での勤務終了後、教育研究所で5つの部会に分かれ研究に当たっていただいている際の所

員、研究員及び専門員の業務内容を定義しているところでございます。

今回、会計年度任用職員の導入に伴い、市内の教員を会計年度任用職員として採用し、報酬を支払う形ではなく、あくまでも依頼してご助力いただくという形で報償費を支払うことが望ましいと整理したことに伴って、区分ごとの業務内容から「従事する」という文言を削除しているというものでございます。

以上でございます。

○杉田緑陵高等学校事務長 議案第17号 岩見沢市立高等学校職員の人事評価に関する要綱の一部改正について、説明をさせていただきます。

新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。こちらの要綱につきましては、岩見沢市立高等学校に勤務する職員の人事評価に関して定めたものでございます。この中で第3条におきまして、対象とする職員についての規定をしているところでございますが、今回の地方公務員法の改正によりまして、臨時的任用職員に関する条項が第22条から22条の3に変更となったことによりまして、所要の変更をさせていただきたいというものでございます。

以上でございます。

○三角教育長 ただ今、議案第15号から議案第17号についてのご説明がございました。委員の皆様からご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

地方公務員法の改正に伴う改正ということで、いかがでしょうか。

○武蔵委員 15号で決裁権者の変更をするという意味合いのところですが。

○戸沼学校教育課長 これまでは、嘱託職員という扱いでしたが、会計年度任用職員になりますと、地方公務員法に位置づけされる職員ということになりまして、教育委員会事務局の長である教育長に、地公法にうたわれている職員で一般職という扱いになりますことから、教育長に変更することが望ましいだろうという判断で、そのように変更をさせていただいております。

○武蔵委員 わかりました。

○三角教育長 他にございますか。よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 それでは、この件についてご異議がなければ、このようなことで決定させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 議案第15号から議案第17号につきましては、原案のとおり決定いたします。

続きまして、日程番号4、議案第18号 第2期岩見沢市社会教育中期計画の策定について、審議いたします。

説明をお願いいたします。

○白石生涯学習・文化・スポーツ振興課長 議案第18号 第2期岩見沢市社会教育中期

計画の策定について、ご説明申し上げます。

先月19日に、第2期岩見沢市社会教育中期計画案について、その概要をご説明させていただいたところでございますが、2月20日に社会教育委員の会議から答申をいただきました。その後、内容及び記述の確認を行い、このたび令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間とする第2期岩見沢市社会教育中期計画案を策定いたしました。

本計画案につきましては、先月ご説明した内容から大きな変更はございません。第2期社会教育中期計画をご覧ください。1枚めくっていただきますと目次がございます。

計画の構成といたしましては、序論に続き総論、その後の各論において、学習活動の推進、芸術文化活動の推進、スポーツ活動の推進、図書活動の推進、社会教育環境づくりの推進の5つの推進区分を掲げ、それぞれに該当する事業を整理させていただきました。

計画本文の後に資料編といたしまして、諮問書、答申書、計画策定経過及び計画策定時の社会教育委員名簿と評価指標の一覧並びに岩見沢市社会教育に関するアンケート調査の結果を載せております。

この計画案のご決定をいただければ、今月末までに市のホームページで計画を公表したいと考えております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○三角教育長 ただ今、議案第18号についての説明がございました。委員の皆様からご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

内容的には、前回の説明と変わっているものではないということですが、何かございますか。

序論、総論部分で何かございませんか。

○武蔵委員 中期計画ですので、そんなに事細かくしてもだめだと思いますが、それなりに細かくやられているということで。いいかなと思うのですが、評価指標が、何回開催したとか、何人参加したという、そういう客観的に見られる指標になってしまうと思う。この計画自体には問題ないと思うのですが、それぞれ事業を展開する上で、きちんとした検証をしながら、次のことに進めるということをやりたいと思います。

○三角教育長 その辺の進捗状況に合わせ改善しながらということは、その都度行っていきたくは思っています。

○武蔵委員 当然、今もやっているとは思いますが。

○三角教育長 他にございますか。

それでは、この件についてご異議がなければ、このようなことで決定させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 議案第18号につきましては、原案のとおり決定いたします。

続きまして、日程番号5、議案第19号 岩見沢市社会教育委員の委嘱についてを審議いたします。

説明をお願いいたします。

○白石生涯学習・文化・スポーツ振興課長 議案第19号 岩見沢市社会教育委員の委嘱について、ご説明をさせていただきます。

3月31日で任期満了となります委員の委嘱につきましては、本年1月の定例会にて選出方法について、ご協議をいただいたところでございますが、委員名簿案のとおり、15名中14名を選出いたしました。残る1名につきましては、学校教育関係者のうち、校長会推薦者となっております、推薦が4月になるとのことでございます、候補者の決定後に改めて提案をさせていただき、ご審議願いたいと考えております。

委員名簿（案）をご覧ください。順に説明をいたします。

まず、学校教育関係者といたしまして、岩見沢緑陵高等学校の宮澤一氏、小学校非常勤講師の若松ひとみ氏、社会教育関係者として、岩見沢市体育協会副会長の前川信氏、岩見沢文化連盟会長の岡嘉彦氏、岩見沢市PTA連合会会長の金田貴彦氏、学識経験者といたしまして、佐藤恭二氏、今井美智子氏、有澤学氏、家庭教育関係者として、主任児童委員の小川恵子氏、子ども・子育て委員の藤田雅子氏、図書館で読み聞かせなどのボランティア活動をされている須藤一容氏、家庭生活総合カウンセラーの河原栄美子氏、公募委員につきましては、4名の方からご応募をいただきまして、選考委員会での審査の結果、2名を選出しております。一人目は藤田淳子氏でございます。ブックスタート事業にボランティアとして参加されており、図書館協議会の委員も務めておられます。二人目は、水上律子氏でございます。ベビーブームの時代に3人の子育てを経験され、60歳のときにはヘルパーの資格を取得するなど、生涯学習に取り組んでおられます。お二人とも今回が初めての選出となりますが、これまでの経験を社会教育委員の活動に生かしていただきたいと考えております。

以上、新任5名、再任9名を選出いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○三角教育長 ただ今、議案第19号についての説明がございました。委員の皆様からご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○武蔵委員 校長会からの推薦枠は新任ということで決議するのでしょうか。次回出てきたときに、改めて決議するのでしょうか。

○白石生涯学習・文化・スポーツ振興課長 候補者の決定後に、改めて提案させていただきます。

○武蔵委員 はい、わかりました。

○三角教育長 それでは、この件についてご異議がなければ、このようなことで決定させていただいてよろしいでしょうか。

（「はい」という声あり）

○三角教育長 議案第19号につきましては、原案のとおり決定いたします。

続きまして、日程番号6、議案第20号 岩見沢市スポーツ推進委員の委嘱についてを審議いたします。

説明をお願いいたします。

○白石生涯学習・文化・スポーツ振興課長 議案第20号 岩見沢市スポーツ推進委員の委嘱について、ご説明をいたします。

3月31日で任期満了となります委員の委嘱につきましては、先ほどの岩見沢市社会教育委員と同様、本年1月の定例会におきまして、選出方法についてご協議をいただいたところですが、委員名簿案のとおり、17名を選出いたしました。

岩見沢市スポーツ推進委員名簿（案）をご覧ください。1番から14番までは、各スポーツ分野からの選出を考慮した方をごさいます。全員再任となっております。順にご説明いたします。

1番、スキーの大野和寛氏、体操の周田早苗氏、ソフトボールの砂田雄一氏、硬式テニスの前川英介氏、陸上の宮野美紀氏、スキーの相原良憲氏、硬式テニスの栗田彰子氏、バレーボールの佐々木千明氏、ミニバレーボールと剣道の渡辺泰典氏、スキーの芹川恵利氏、ミニバレー、バスケット、スキーの前田幸浩氏、硬式野球の濱和博氏、サッカーの瀬尾悦郎氏、バスケットボールの辻本智也氏でございます。

また、15番から17番までは公募にて選出した方でございます。今回は、3名の方から応募をいただき、選考委員会での審査の結果3名を選出したところでございます。植田一哉氏は、スキーを得意分野としておりまして、障害者スポーツ全般に力を入れておられる方で、今回新任となります。星野武治氏は、太極拳を得意分野としております。また、橋場竜也氏は、岩見沢市の総合型地域スポーツクラブ、スポーツライフデザイン岩見沢に所属しており、子ども向けの各種スポーツ教室の運営で活動をされており、星野氏と橋場氏の2名は公募による再任となります。

以上、新任1名、再任16名を選出いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

以上でございます。

○三角教育長 ただ今、議案第20号についての説明がございました。委員の皆様からご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

（「ありません」という声あり）

○三角教育長 それでは、この件についてご異議がなければ、このようなことで決定させていただいてよろしいでしょうか。

（「はい」という声あり）

○三角教育長 議案第20号につきましては、原案のとおり決定いたします。

続きまして、日程番号7、議案第21号 岩見沢私立幼稚園就園奨励費交付金に関する規則の廃止についてを審議いたします。

説明をお願いいたします。

○所社会教育・子育て支援担当次長 議案第21号について、ご説明いたします。

規則の廃止についての趣旨を記載してございます。昨年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、国が実施する制度でありました幼稚園就園奨励費の制度が廃止されましたことから、併せて、本事業を廃止するものでございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○三角教育長 ただ今、議案第21号についての説明がございました。委員の皆様からご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

無償化に伴う廃止ということではよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 この件についてご異議がなければ、このようなことで決定させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 議案第21号につきましては、原案のとおり決定いたします。

続きまして、その他に移ります。委員の皆様から何かございますか。

特になければ、事務局から何かありませんか。

○寫野指導室長 令和元年度岩見沢市における体力・運動能力、運動習慣等調査にかかる報告書について、2つ目には、令和元年度教育行政方針最終評価についてご説明をさせていただきます。

まず1つ目の令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査にかかる結果報告書について、ご説明をいたします。

お手元の2枚のデータの表をご覧くださいと思います。

小学校5年生と中学校2年生を対象にした本調査の岩見沢市結果報告書の経過報告書ですが、岩見沢市教育研究所で作成し、本日ホームページに掲載したいと考えております。

お手元の資料ですが、そのうちの実技に関する結果について抜粋したものでございます。

まず、小学校ですが、男女ともに50メートル走で全国平均を大きく下回っておりますが、体力の合計点では、全国平均とほぼ同様となっております。また、この傾向は、昨年度と同様の傾向として押さえることができます。

中学校においては、男子長座体前屈以外の男女全ての項目で全国平均を下回っております。特に、持久走は男女ともに全国平均との差が一番大きい種目となっております。また、男子より女子のほうが全国との差が大きいという傾向は、昨年同様となっております。

スポーツ少年団や運動系部活動に所属する児童・生徒と、そうではない児童・生徒の体力差が大きいということはありますが、各学校において、全学年で行っている体力テストの結果をもとに、体育科の授業改善や体力づくりの取り組みによる体力向上、運動の習慣化、この推進を図っているところでございます。

また、ここにはございませんが、全国調査の質問肢からは、運動は運動やスポーツが好き、体育の授業が好きという問いに肯定的な回答をした本市の児童・生徒が80%以上い

るという結果もあり、家庭での運動の習慣化につながるよう、教育委員会作成の小中学校9年間の体力の結果を記録できる体力カード、これを用いて、保護者に子どもの体力の現状を把握していただき、運動に取り組むきっかけとなるよう働きかけてまいりたいと考えております。

○三角教育長 ただ今、説明がありましたが、何かご質問等ありますか。

○杉野委員 今お話あったように、小学校では、かなり日常の指導が成果となってあらわれてきていると思います。ただし、中学校はなかなか厳しい結果になっているなどと思います。例えば、持久走やシャトルラン。原因は、いろいろあるかとは思いますが、特に、中学生になると、いろいろ難しい部分があるのかなと。測定に取り組む子どもたちの姿勢や意欲などの精神面の部分が大きく関わってきているのかなと思います。

そこで、そのような傾向がほかの学年、例えば小6や中1の結果にも同様な傾向が見られるかどうか、わかれば教えていただきたい。

○畠野指導室長 今の杉野委員のご質問について、毎年この観点でお話をされる部分があるとは思いますが、やはり子どもの姿勢という部分がありましたが、こればかりではなく、体力テストを行う時期や測定の方法、そういう部分が総合的に絡んでくるかと思っています。

また、生活習慣の中で、やはり、中学校になるとスマートフォンを持つ傾向が見られる。その中で、一日にスマートフォン、テレビ等を見る時間が増え、それが運動習慣に影響している。または、北海道の冬期間における運動不足。そういうものが総合して、このような結果になるのかなと考えておりますが、子どもたちの姿勢ということは、すなわち、それは教師の指導と、私は押さえたいと思います。岩見沢市の子どもたちは、授業改善によって、やる気、自主的、主体的という部分が非常に育ってきています。そういう部分をこれからも育てながら、このようなテストにも本当に一生懸命取り組む。そのような子どもたちを育てていきたい。これが教師の役目ではないかなと考えています。以上でございます。

○三角教育長 これまで取り組みの姿勢はどうなのかという話題がここの場でも出てきましたが、子どもたちの意欲を出させるということで少しずつ是正してきている。学力とも関係してきますね。

○杉野委員 小学校はいいんですが、中学校になると、全国平均よりかなり劣るという部分で、その傾向は中1も同じような傾向。

○畠野指導室長 先ほど、詳しくご説明しなかったのですが、体力テストのほうは、小学校1年生から中学校3年生まで、市内全ての学校が全児童・生徒対象に行っております。体格的には、全国とほぼ同様という部分があるのですが、今ご指摘のように、やはり、小学校から中学校に行く、その部分で、やはり運動する子としない子の差が出てくる。体格は一緒だが、そこで運動する子としない子の差が出てくるという意味では、杉野委員ご指摘のように、中1から徐々にその傾向が出てくると考えています。

○三角教育長 それで、今小学校1年からの9年間をカードにして、自分の体力の積み重

ねがわかるような、そういった取り組みを行っていかうというところ。

○菊池委員 中2で下がっているのがわかります。中2というのは、やる気が影響しているのではと思っていたのだが、何かこう頑張ることが格好悪いとかというのがあるのかなと、自分の息子を見ていたら思うんです。

○三角教育長 一部の子にあるかもしれないですね。それが全てとは言い切れませんが、それでは、教育行政方針最終評価についてを。

○鳥野指導室長 それでは、2点目ですが、資料に基づいてご説明をいたします。令和元年度教育行政方針の最終評価についてでございます。

資料は、教育行政方針の達成状況について、各学校の回答をまとめたものでございます。岩見沢市では、学校改善は授業改善からという基本的なスタンス、これをもとに各学校の経営を進めていますが、これから見ると、1番の(1)(2)(3)確かな学力の定着、そして統一感のある日常授業の改善、「傾聴・受容・共感」の信頼関係に基づく学級集団づくり、の項目ともに、昨年度の達成状況から大きく上昇しているという状況でございます。

また、2番の(3)(4)になりますが、本年度から示しております「ふるさと教育」、「心の教育」につきましては、ともに95.7%の達成率と高い評価となっております。この結果から各学校において、教育行政方針を受けての教育実践がなされていると見ることができそうですが、一方では、授業改善の学校間格差など、課題があることも事実でございます。

次年度につきましても、教育行政方針に基づき学校改善を図るとともに、適切な自己評価を実施することも指導し、各学校が教育活動、学校運営の改善を確実に図ることができるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○三角教育長 ただ今、説明がありましたが、ご質問等ございますか。

二重丸をつけるところの評価は、学校改善するための評価に変わりつつあるかなと思っ
ているところなんです。

○武蔵委員 校長先生がどこまで求めているかで、評価は変わると思います。

○三角教育長 学校改善にも、これが有効な手だてになるような取り組みをしていくという方向で進めたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

それでは、来月の定例会の日程についてですが、4月15日の第3水曜日となりますが、委員の皆様いかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 午後1時半からということで、よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 場所については、であえーる岩見沢4階のこの会議室1で行います。それでは、よろしく願いいたします。

以上で、岩見沢市第3回教育委員会定例会を終了させていただきます。

ご苦勞さまでした。

午前10時42分閉会

岩見沢市教育委員会会議規則第15条の規定により、ここに署名する。

署名委員